
令和2年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

令和2年3月19日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

令和2年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第2 議案第2号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第3 議案第3号 令和2年度築上町一般会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和2年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 令和2年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第11号 令和2年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 築上町附属機関設置条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町読書環境整備基金条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町椎田駅前駐輪場条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議案第24号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 陳情第1号 鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情
(継続審査分)
- 日程第30 請願第1号 築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願
(追加分)
- 日程第31 発議第1号 議会報告会調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第32 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第2号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第3号 令和2年度築上町一般会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和2年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 令和2年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第11号 令和2年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 築上町附属機関設置条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町読書環境整備基金条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第18号 築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町椎田駅前駐輪場条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 陳情第1号 鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情
(継続審査分)
- 日程第30 請願第1号 築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願
(追加分)
- 日程第31 発議第1号 議会報告会調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第32 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君

総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上下水道課長	福田 記久君	総合管理課長	石井 紫君
環境課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君
生涯学習課長	古市 照雄君	監査事務局長	横内 秀樹君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。それでは、始めたいと思います。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第1号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第1号令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第1号令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、本案の所管の項目について慎重に審査した結果、町内の各小中学校に高速通信環境の整備をするための整備費、築上町図書館や町内各小学校の図書購入費等の利用に充てるための積立金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。塩田委員長、マイクを。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 済みません。令和元年度築上町一般会計補正予算

(第5号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、将来の財政運営に備えての積立金、農村地域防災減災事業によるため池の耐震調査を行うための予算の計上が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(武道 修司君) どうもお疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第1号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第2号

○議長(武道 修司君) 日程第2、議案第2号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長(田村 兼光君) 議案第2号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、本案について慎重に審議した結果、保険給付費の増額補正、法改正に伴うシステム改修経費の国・県補助金決定に伴う予算の組み替えが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(武道 修司君) どうもお疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第2号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第3号令和2年度築上町一般会計予算についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第3号令和2年度築上町一般会計予算について、本案について慎重に審議した結果、住民票等を交付するために、マイナンバー取得を国が推進することについて反対意見がありました。住民票等をコンビニエンスストアで交付するためのシステムの導入費用、下城井小学校の空調整備をする費用が主なものであり、採決の結果賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第3号令和2年度築上町一般会計予算について、所管の項目に慎重に審査した結果、庁舎建設に伴う事業費、防災行政無線の整備に伴う事業費、会計年度任用職員制度の開始により、新たに期末手当等を支給する人件費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 令和2年度築上町一般会計予算、2款3項1目住民票等コンビ

ニ交付導入予算1,453万1,000円について反対します。

今、町内でコンビニ交付を受けられる対象者は、町民の13%です。

まず初めに、この事業は町民の皆さんの要望から始まったものではないということです。このコンビニ交付は、マイナンバーカード、個人番号カードを取得している人しか利用できません。87%の方、圧倒的多数と言ってもいいと私は思いますが、利用できない事業に1,400万もの税金を使うことには反対です。

このマイナンバーカードは、開始から4年の間、莫大な税金が使われてきました。令和2年度にも、マイナンバーポイント還元事業に2,478億円もの予算が計上されています。日本共産党は、このマイナンバーカードは、国が国民の個人情報を一丸的に管理、活用するものであり、深刻なプライバシー侵害や犯罪を招く恐れを増加させるとして、当初から反対してきました。

また、今回の予算案には、4月1日から値上げされる公共料金の値上げ分も含まれています。町民の生活を苦しめる公共料金の値上げには、賛成できません。

以上、令和2年度築上町一般会計予算に反対の討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 賛成の意見を述べたいと思います。

住民票の、本来住民票とか、いろんなものは、必要な人が必要なときに取るものであり、旧椎田町で合併したときに、椎田町では自動発券機がありました。合併して、システムの不具合ということで、その機械を支所とこちらに置くということで、1台4,000万から5,000万という、8,000万前後かかるという、当時の合併したときの。で、今は窓口で紙に書いて、住民票なり印鑑証明なり発行してもらわなければならないのですが、この13%というのは、もともとマイナンバーが取得率があって、これがどこの全部の自治体もそうですけど、自動発券機にして商売しているわけで、200円で住民票の利益を上げるというわけでもなんでもありません。今は窓口が当たり前なんですけども、今の時代は、こうやってコンビニで発券機するのが当たりの時代だと思います。

よって、今は13%しかいませんが、これが自動発券機で全国のコンビニで使えるようになるとすれば、18%より使う方がふえるということで、現在に合わせた感覚だと思います。確かに1,400万というのは、これが現在に伴うシステムの委託料と同じ意味であって、何らこれは当たりの状況、もっと詳しく言えば、昔は手書きの戸籍だったと思います。手書きが当たり前だったのが、コンピューターに入り、コンピューターが現在に関すればコンビニで取れる、これが現在のやり方だと思いますので、ぜひ、これは問題ないと思いますので、賛成意見の討論とします。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまです。起立多数です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第4、議案第4号令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてから日程第5、議案第5号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第5号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第4号から議案第5号まで委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） **議案第4号**令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第4、議案第4号令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第5号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第6号令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第6号令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第7、議案第7号令和2年度築上町霊園事業特別会計予算についてから日程第11、議案第11号令和2年度築上町下水道事業会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって議案第7号から議案第11号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第7号から議案第11号まで、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第7号令和2年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審議した結果、保険税について反対意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号令和2年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号令和2年度築上町下水道事業会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。委員長の報告は終わりました。

日程第7、議案第7号令和2年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 国民健康保険特別会計予算について討論をいたします。

今、国が大幅値上げへの圧力を強める中、2019年度改定では、国保を運営する全1,736市区町村の4分の1を占める447自治体で値上げが行われました。2020年度も、全国の都道府県が示した老人保険料率から多くの自治体に値上げの危険が迫っています。築上町では、この間値上げをしなかったことで、ずっと福岡県のモデル世帯で高いほうから9番目だった保険税が近年では初めて10番目になりました。職員の皆さんが頑張ってくられたことを感謝したいと思います。

今回計算していただいた40歳代夫婦子供2人所得は、夫のみの場合収入488万円で国保税63万円です。住民税も一緒に出していただきましたが、19万7,100円です。このほかにこの夫婦は1人約20万円の国民年金を払わなければなりません。合計すると、これだけで123万円になります。多くの町民が高すぎて払えないと苦しんでいます。

負担能力を超えた国保税は、値下げこそが必要だと考えます。根本的な解決へ向けては、国庫負担をふやすことが必要だということを申し上げ、高い国民健康保険への反対の討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第8号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） どうもありがとうございました。起立多数です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第9号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号令和2年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号令和2年度築上町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第12、議案第12号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第14、議案第14号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第14号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第12号から議案第14号までの委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） **議案第12号**地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案は、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されるため、関係条例にそれぞれ会計年度任用職員についての文言を記載する必要があるため、条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号築上町附属機関設置条例の制定について、本案は、築上町附属機関において委員及び委員会の構成員に該当する特別職非常職職員について、法令又は条例に規定を設ける必要があるため条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、個人情報

報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行されたことに伴い、個人情報に該当するかの否可を客観的に判断できるよう明確化することに伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。それでは、委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第12、議案第12号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第12号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号築上町附属機関設置条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第13号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第14号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第15、議案第15号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17、議案第17号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第17号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第15号から議案第17号までの委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任

委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第15号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、成年被後見人の名称の変更及び成年被後見人による印鑑登録申請が可能となることであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号築上町読書環境整備基金条例の制定について、本案は、築上町図書館及び町内の各小中学校の図書購入費の費用に充てるため、基金条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、幼児教育無償化の対象となる幼稚園の預かり保育や認可外保育施設など、子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の追加、副食費の徴収規定の追加等により条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。委員長の報告は終わりました。

日程第15、議案第15号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号築上町読書環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第16号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第17号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第18、議案第18号築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定についてから日程第22、議案第22号築上町椎田駅前駐輪場条例の制定についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第22号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第18号から議案第22号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） **議案第18号**築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定について、本案は、築上町龍城院キャンプ場を廃止することにより、条例の廃止をすることであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、町営住宅の名称及び位置を整理することに伴い、条例の一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、民法の一部を改正する法律の施行がされることに伴い、連帯保証人の保証範囲、敷金の返還時期や返還の範囲を変更することになるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、民法の一部を改正する法律の施行されることに伴い、連帯保証人の保証範囲、敷金返還時期や返還の範囲を変更することになるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号築上町椎田駅前駐輪場条例の制定について、本案は、椎田駅前北口駅前広場整備事業に伴い、新しい駐輪場を令和2年4月1日から供用開始になることから新規に条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。委員長の報告は終わりました。

日程第18、議案第18号築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定についてを議題

といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これにて討論を終わります。

これより、議案第18号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これにて討論を終わります。

これより、議案第19号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第20号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第21号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号築上町椎田駅前駐輪場条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第22号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23. 議案第23号

○議長（武道 修司君） 日程第23、議案第23号築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第23号築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、集会所に指定管理者制度を導入することに伴い、文言を変更するための条例の一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第23号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24. 議案第24号

○議長（**武道 修司君**） 日程第24、議案第24号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 案第24号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、国民健康保険税の医療保険分の賦課限度及び介護保険分の賦課限度額の引き上げと、軽減判定の基準を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 今回の税条例の一部改定の中の課税限度額医療分61万円を63万円に、介護分16万円を17万円にの部分に反対いたします。この改定で、医療、支援、介護分の合計は99万円です。今回の改正により負担増となる世帯は夫婦と子2人4人世帯、夫が給与収入のみ、妻及び子は収入なしの家庭で、収入約817万円です。817万円の所得は、結構高所得といえますが、この817万円から約100万円もの国保税を支払うということは、日本の異常に高い学費に苦しめられている世帯の家計を直撃するものであり、賛成できません。

以上、反対の意見とします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第24号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第25、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてから日程第26、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第26号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第25号から議案第26号まで、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） **議案第25号**公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は、築上町児童館の指定管理について、現在、社会福祉法人築上町社会福祉協議会が指定管理を行っており、引き続き継続して指定管理を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は、築上町放課後児童クラブ室の指定管理について、現在、社会福祉法人築上町社会福祉協議会が指定管理を行っており、引き続き継続して指定管理を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

日程第25、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第26号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27. 議案第27号

日程第28. 議案第28号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第27、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第28、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第28号まで、一

括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第27号から議案第28号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定について。

本案は、築上町物産館メタセの杜及び弓の師近隣公園の指定管理について、現在、株式会社ついきプロヴァンスが指定管理を行っており、引き続き継続して指定管理を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定について。

本案は、上城井活性化センターの指定管理について、現在、上城井ふれあい協議会が指定管理を行っており、引き続き継続して指定管理を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

日程第27、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第27号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第28号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29. 陳情第1号

○議長（武道 修司君） 日程第29、陳情第1号鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情についてを議題といたします。

なお、江本守議員については、地方自治法第117条除斥規定により退席となりますが、退席前に地方自治法第117条のただし書きの規定により江本守議員から発言をしたいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、江本守議員の申し出に同意することに決定をいたしました。

ここで江本守議員の発言を許します。江本守議員。

○議員（2番 江本 守君） 鍼灸マッサージ師会からの陳情に関する事で、私にこういうふうに説明をする機会をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

私、議員になりまして、本年の1月21日に国保運営協議会の委員として運営協議会に出席しました。今の国保、後期高齢者医療の医療財政の厳しい報告も受け、いろんな意見もありましたけども、とにかく医療に関する財政は非常に厳しいものがある、県内の住民健診率においても、60ある市町村の中で40番目。当然、交付金にも影響してくるわけで、このような事情に鑑み、なぜ気づいてくれないのかなという思いでいっぱいです。

鍼灸マッサージ師は国家資格であり、国が禁止した分野ではありません。未病の段階での予防、未病を解決するため有効と考えられる鍼灸マッサージ術を受診しやすい環境を築き、地域住民の

健康寿命の延伸、あるいは医療費の軽減につながるものと確信しております。

私たち鍼灸マッサージ術は、我が国において奈良時代の中頃に中国より伝来し、現在まで1,500年経過しております。それなりの実績は上げております。特に徳川時代においては、将軍に全盲の杉山和一という方が、総検校という非常に高い身分で将軍の健康管理・維持・疾病治療に携わってきて、その功績がたたえられ、東京の墨田区に杉山神社を創建し、横に杉山記念館が併設されております。私たちの分野において非常に功績を上げた方であります。特に大正11年に健康保険法が制定され、昭和2年の段階では、国のほうが医師、薬剤師、鍼灸師あるいは柔道整復師に向けて療養費請求をお願いされたときに、悲しいかな私たちの先人に、職人意識が強過ぎて拒絶したのが我々の団体。そんな中にありながらも、福岡県が独自に国保の運営の中で、療養費請求というのを昭和23年から26年まで試験的に実施されました。ところが、飯塚のたった1件の心ない業者の水増し請求によって連帯責任を負わされたという経緯があります。それ以降、なかったものとされている現在までいろんな課題が残されております。

ただ、今、現代医学が進んで、当然のごとく我々の分野は目立っておりませんが、東洋医学の分野で十分解決できる、特に予防に関しては大きな役割があるというふうに私は考えております。

この鍼灸の施術効果というのは、現代医学においても研究され、なぜ針を打って痛みがとまるか、こういうことまで脳が刺激され脳内物質であるベータエンドルフィンが足りず過ぎずの状態での痛みをとめるという結果が実証されております。

どうぞ皆さん全議員の方にはお願いですが、住民の健康寿命の延伸という観点から、住民が受診しやすい環境を整えていくための御協力を求めます。

助成金額においては、平成2年に現在の助成金額になっております。椎田町時代の町長で故田原哲夫さんが専決処理いただいたと。それをありがたく30年間利用させていただき、近隣の自治体がまだついてこれていないところもあります。

しかし、福岡県内における施術料に対する助成金額については、我々椎田町が発信して、ここが中心で広がっております。今、政令市、特に北九州市が我々のこの町の助成金額をやや超えております。それでも、近隣を見渡せば、当然このままでいいのではないかという考え方もないわけではありませんが、30年間増額に対する陳情をしておりません。それは、30年前に専決してくれた町長への感謝の気持ちが30年。これからまた再度、福岡県下厳しい医療財政になってきます。予防の段階で阻止するという、そういう役割が我々の中に十分果たせるんじゃないかと。

全議員で全会一致でこの陳情を採択できるようお願いいたします。

また、万が一に採択できたとするならば、新川町長には英断を期待しております。

これを持ちまして、私の簡単でありますけども説明を終わります。

○議長（**武道 修司君**） 江本守議員については、この後の審議・採決に加わることはできませんので退席をお願いいたします。

〔2番 江本 守君 退席〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、本案について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 陳情第1号鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情、本案について慎重に審査した結果、受診をする方に対して個人負担額の低減を求めるものであり、採択すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

ここで江本守議員の入席を許可いたします。

〔2番 江本 守君 入席〕

日程第30. 請願第1号

○議長（**武道 修司君**） 日程第30、請願第1号築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 請願第1号築城基地の「拡張反対」の意思を表明す

ることを求める請願、本案について慎重に審査した結果、もう少し推移を見守る必要があるという意見があり、採決の結果、継続審査とすべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は継続です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり継続とされました。

日程第31. 発議第1号

○議長（**武道 修司君**） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第31、発議第1号議会報告会調査特別委員会の設置に関する決議についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第1号については、委員会付託を省略し本日即決することに決定をいたしました。

日程第31、発議第1号議会報告会調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局の朗読について、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 発議第1号議会報告会調査特別委員会の設置に関する決議について、標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき提出する。

令和2年3月19日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員工藤久司。

築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） それでは、塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 発議第1号議会報告会調査特別委員会の設置に関する決議について、築上町議会基本条例の制定により、議会報告会を開催することができるとされていますが、議会報告会の内容について、具体的な方法、内容についての調査・研究を行うため特別委員会を設置し調査・研究を委員会に付託するものであります。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決を行います。

本発議に対し反対意見はありません。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会報告会調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議会報告会調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、吉原秀樹議員、池永巖議員、北代恵議員、宗晶子議員、工藤久司議員の5名を選任することに決定をいたしました。

日程第32. 常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第32、常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、町長からの申し出がありますので町長の挨拶をお願いいたします。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さんには、5日から15日間慎重に審議をしていただき、全ての議案可決いただきました。ありがとうございました。

今、コロナということでヨーロッパのほうが非常に強い勢いで蔓延しているという状況でございます。本国、日本においてもまだ若干ではあるけれども、発症者が毎日のように報告が出ておると。福岡でも4名という形、1名一応これは外国人の方でございますけれども、ヨーロッパから持ってきたんではなかろうかなと、という形になっております。

そういう形の中で、本町、TAOの演奏会を3月の29、30でするようにしておりましたけど、これを延期しておりましたが、6月の28、29日にTAOの事務所と話をつけまして行うというふうなことで日程の決定しております。あと、今、販売しておる切符等々は、詳細な件は、また広報それから無線放送等々で購入者の皆さんにお知らせをしていこうとこのように考えておるところでございます。とりあえず議員の皆さんにこの件をお知らせしておきたいと思ひまして、報告をさせていただきます。

なお、また副町長、議会たった1日しか出席できませんでしたが、病院に通院をしておりました、今日、福岡のほうの病院に入院が決まりましたんで、おおむね1カ月ほど入院を要するというふうなことで、私に連絡が来ておりますんで議員の皆さんにも御連絡をしておかなかということでございます。

そういうことで、副町長不在の中で、議会の皆さん御迷惑をかけましたですけど、今後、副町長の回復、それから、コロナが一刻も早く収束できることを願うばかりでございますけれども、そういうことで本議会を終わらせてありがとうございました。

そして、最後に退職者、竹本信力都市政策課長が3月31日で退職しますんで、皆さんにお礼の御挨拶をさせていただきたいとこのように考えておりますということでよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） 竹本課長、前へ。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。

3月31日を持ちまして、退職に当たりまして、議員の皆様一言御礼の言葉を申し述べさせ

ていただきたいと思ひます。

私は昭和57年度に旧築城町役場に当時嘱託職員として採用を受けまして、その後、4年間の任用で、引き続きまして、昭和61年度の採用で正職員として今日まで33年と8カ月間、合わせて37年8カ月間、この築城町から現築上町まで勤めさせていただきました。

その間、旧築城町議会の議員さん方、そして築上町になってからの議員さん方、多くの議員さん方とお仕事を一緒に、それぞれの立場で協力をしていただき本当に感謝をしておるところでございます。

今後は、4月より町長のほうに再任用のお願いをしておりますが、まだ配属が決まっておりますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、築上町そして築上町議会の今後のますますの発展、そして議員さんたちの御多幸を祈念いたしまして簡単ではございますが、退職のあいさつと、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（武道 修司君） 竹本課長、長い間どうもお疲れさまでした。

また、今議会におきましては、新型コロナウイルスの対応のため、皆様方にはいろいろな面で御協力いただきまして本当にありがとうございました。無事、3月定例議事を終わることができました。本当にありがとうございました。4月からまた新年度が始まりますが、今後とも御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

これで、令和2年第1回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員